



新型コロナウイルス対策のための財政政策特集

この見解書は加盟国による新型コロナウイルス危機対応を支援するため、財政局が作成した特集の一部です。本稿に示された見解は国際通貨基金(IMF)職員のものであり、必ずしもIMF、IMF理事会、IMFマネジメントの見解を反映していません。

税務・税関の行政対応

本見解書では、今回のコロナウイルスによる未曾有の危機にあたり、税務当局が各国政府の対策をどのように後押しできるかについてのガイダンスを示す。具体的には、歳入体制の維持、政府の危機対策の実施、経済の下支えと貿易の円滑化、職員や一般市民の健康保護などがあげられる。税務当局は、社会的保護プログラムの維持・拡大など危機対策に必要な莫大な歳出を賄うための税収を確保する必要に迫られるであろう。また、危機収束後の時期には税収増加へ向け改めて注力することになる¹が、その際には法令順守を平常時のレベルに戻すことも必要とされる。

本書のガイダンスを採用するにあたり、税務当局は自身の実施能力、自国内の状況を慎重に検討することが求められるが、その際、国内のウイルス感染の段階と、政府の危機対策の進捗度を考慮に入れなくてはならない。

危機発生時には、税制の健全性を確保するために、税務当局の業務継続性を維持して職員と納税者の安全な職務環境を確保することが不可欠である。初期段階では、税務当局は経済的苦境にある企業と個人の支援に集中すべきであり、納税者のコンプライアンス負担や納税義務の軽減、政府支援策の実施、コミュニケーション強化や貿易の円滑化を通じて支援する。同時に税収については、特に大口納税者からの徴税は厳重に管理し、過大な歳入減を防ぐための重点的な徴税措置を講じられるよう整備しておく必要がある。

危機収束段階では、臨時措置は撤廃し、本来であれば法令違反となるような納税の状況を止めるために、正規の税制を完全に復活させ税基盤の再構築を図らねばならない。この点は低所得国および資源への依存度が高い国にとっては特に重要である。

本見解書では、コロナウイルスに関する税務当局の現時点の危機対応と、過去の危機²におけるIMFのガイダンスを活用して今回の特殊な状況に合わせた対応を示す。具体的な措置は(1)業務継続性、(2)納税者義務の緩和、(3)政府支援策の実施、(4)コミュニケーション強化と納税者支援の拡充、(5)税収および法令順守の維持・確保、(6)税関業務とい

¹ 本見解書を裏付ける形で見解書別稿が発表される予定であり、そこでは税務当局で生じると考えられる主要課題(危機中の業務継続性など)について詳述し、国ごとに異なる実施能力や財源(原油)に合わせた助言が網羅されている。新たな展開や IMF 加盟国の実体験によって内容が更新される場合もある。租税政策対応の概要については「租税の問題 概要」を参照のこと。

² 一例として以下を参照。

“Collecting Taxes During an Economic Crisis: Challenges and Policy Options”, IMF Staff Position Note, July 14, 2009
<https://www.IMF.org/external/pubs/ft/spn/2009/spn0917.pdf>

う大まかな6テーマに分けて提示する。

1. 業務継続性 職員・納税者の健康を守り、テレワークを実施
税務当局には業務継続戦略が求められる。この戦略には税務・税関の運営を維持するため、ウイルスによる疾患やロックダウン措置の影響で職員が減員されたなかで運用すること、また職員や納税者を守るため、テレワークをしやすい環境をできる限り整えることなどが含まれる。すでに業務継続計画を整備済みの当局であっても、コロナウイルス危機における特殊な状況を鑑みて計画を調整しなくてはならない。本格的な業務継続計画の策定・実施には時間を要するものだが、次のような緊急時の簡単な措置を講じることでも大きな成果をあげることができる。
<ul style="list-style-type: none">業務継続計画を設計・実施するため上層部による危機対策チームを立ち上げ、リモート会議を含めマネジメント会議を組織の全レベルで毎日実施する。一方、各部門長には、日次で業務のモニタリングを行い、税務当局の上層部に報告することを義務付ける(その際、徴税およびITシステムへの負荷について特に留意する)。
<ul style="list-style-type: none">業務の優先順位を決め人員の再配置を行って、最も重要な活動に十分な人員配置がされるよう配慮する。次にあげるように、融通のきく業務から必須業務への転換、または実践可能であれば通常の勤務形態からテレワークへの転換なども含む。
<ul style="list-style-type: none">テレワークに関する方針・手順、利用可能な技術を導入する。電話相談センターにスタッフを再配置して、可能であれば職員各自の携帯電話に電話を転送する、現地審査を文書審査で代替する、テレワークを円滑にするためITサポートチームの業務時間延長を図るなど。
<ul style="list-style-type: none">対面での接触が必要な場合の措置としては、各自の安全を確保するための保護具の利用や社会的距離の確保、緊急の対面接触を要する際の予約制導入、オフィス職員のシフト勤務、税務署内の税務署員と納税者の人数を最小限に抑える観点から、不急のサービスについては限定して提供する、などがあげられる。
2. 納税者義務の緩和(現行法の下で有効とされるもの)
税務当局は、特に今回、直接的影響を受けている企業や個人に対する支援に取り組むことで、今回の危機による経済的および非経済的影響を抑制する必要がある。危機の段階と影響度を鑑みて臨時措置を検討しつつ、危機の展開状況によって調整を図る必要がある。(臨時の)措置として検討可能なものは次の通りである。
<ul style="list-style-type: none">対象となる税金の種別や納税者、延長期間についての方針を明確にした上で、罰則なしで確定申告・納税の期限延長を行う。小規模企業の法令順守コスト低減をはかりつつ、大口納税者の法令順守を確実にすることが重要である。オンライン申告が普及している国では、納税期限のみの延長を検討することで、課税額の報告と記録の期日は順守される(オンライン税制の優先化についての詳細は上記1を参照)。
<ul style="list-style-type: none">予想される納税者の減収を鑑み、個人所得税と法人税について予定納税額を減額する。
<ul style="list-style-type: none">納税期限の延長や利率の引き下げなど、延滞税の分割納税に関する条件を緩和する。
<ul style="list-style-type: none">リスクのあるカテゴリーを慎重に検討した上での、還付の迅速化を行う。
3. 政府支援策の実施

多くの国では政府が企業および個人を資金面から支援するため、また経済を刺激する目的で、税制上の措置を導入しつつある。税務当局は迅速かつ高い精度で措置を実行することで、目指す政策効果の実現につなげていかねばならない。税務当局に必要とされる行動は次の通りである。

- 政府が政策オプションを特定・分析・評価したり、新規の税制措置適用における規制や運用ガイドラインの案を適時に起案したりするための支援を行う³。
- 簡単で使いやすく、迅速に実施できるよう配慮しつつ、各措置の適用に関わる管理・運営システムや手順を設計する。
- 新たな税制措置について関係省庁内にすばやく周知させ、適用方法について税務署員を短期間で研修する。
- 新たに制定された税制措置を納税者に対して適時に開示する(下記5を参照)。

4. コミュニケーション強化と納税者支援の拡充

税務当局は、税負担の軽減、新規の租税政策や税務行政運営上の変更について、納税者に通知するための包括的な対外コミュニケーション戦略を実行する必要がある。上記以外にも、例えば、今回の危機から限定的な影響しか受けていない納税者を中心として税負担の継続的な順守を促すなど、コミュニケーション戦略の内容は社会的連帯を高めるものであるべきだ。また不正を行った結果どうなるか警告するなど、救済策を悪用した不正請求を防止する必要もある。次のような措置を検討されたい。

- コミュニケーション戦略を策定・実施するためのコミュニケーションチームを立ち上げる。
- 危機関連の税金問題に関する特設ウェブサイトや電話ホットラインを開設する。
- 一斉メールやSMSメッセージ、ソーシャルメディアと従来のメディアの双方を活用して情報提供を行う。
- 税務当局の利用可能な範囲でオンラインサービスについて公表し、納税者の利用を促進する。
- 電話連絡センターの対応時間の延長や増員など、納税者へのリモート支援を拡充する。
- 電子申告が利用できない納税者向けに、衛生面に配慮した鍵付きの書類提出用ボックスの設置など、追加の申告書類提出方法や、携帯電話からの支払いなど新規の納税方法を提案する。

5. 税収および法令順守の維持・確保

多くの企業や個人の深刻な経済状況を考慮し、税務当局によってはすでに税務調査や延滞税の徴収を猶予しているところもある。しかし、こうした猶予はあくまでも臨時措置として扱うべきで、危機が去って税基盤を再構築すべき時期に、法令違反が定着してしまい元に戻せなくなるリスクを抑えねばならない。税収および法令順守を確保するため、税務当局は次のような措置を検討されたい。

- 税務調査や延滞税の回収業務を撤廃しないまでも一時的に緩和して、代わりに救済策の不正利用など今回のコロナウイルス禍に伴う最も差し迫った法令順守リスクや、特需にわく業界に目を光らせるようにする。
- 大口納税者、なかでもマイナス影響が少ない、あるいは特需のある企業の監視を強化し、確実に適時納税させる。より一般的に言えば、セクターごとや税金種別ごとの分析に着手して税収トラッキングを強化する。

³ 詳細は以下を参照。

“Tax Law Design Considerations when Implementing Responses to the COVID-19 Outbreak”, April 2020.

<ul style="list-style-type: none"> • 期日までに全額を納税できない納税者に対しては、分割納税を提案する。
<ul style="list-style-type: none"> • 税務当局の管轄内において、コロナウイルス関連の救済措置の目に余る乱用や不正行為を特定するための基準を設け、しかるべき根拠があれば、犯罪捜査や刑事訴追まで含めた法的措置も取る。
<ul style="list-style-type: none"> • 税負担軽減や税控除などの適用資格要件確認を迅速にするための簡便な手順を設定し、必要に応じて危機収束後に正規の徴税措置を適用する。
<ul style="list-style-type: none"> • 財務省と協力してデータ収集と分析を継続的に行い、特定の税金の種別、納税者、税収や意思決定に要した期間について、今回の危機に関連した影響を評価し、危機の時期全体を通して措置の調整を行う。
<p>6. 税関業務 貿易の維持と円滑化</p>
<p>危機の間、税関は需要の高い医療用品など必需品が国境を越えてスムーズかつ迅速に流通するよう、また貿易の円滑化を通じて経済活動が維持されるよう努める重大な責任がある。重要度の高い業務を効率化する方策を講じつつ、健康と安全を確保するための手順を確立・維持しなくてはならない。税関における措置として次のようなものがあげられる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 重要な作業の流れや、危機関連の新規・追加の業務を特定し、重要度の低いもの、あるいはその他の業務からリソースを再配分する。
<ul style="list-style-type: none"> • 輸入に必要な関係書類の有効期限を延長した上で提出期限を延ばし、署名や印鑑がなくとも受け付ける。可能であれば、書類を電子的に提出するよう貿易従事者に求める。
<ul style="list-style-type: none"> • 必需品および医療用品の通関手続きを効率化して加速させる。特にコロナウイルス対応に必要な医療用品については別ルートを設けるようにする。
<ul style="list-style-type: none"> • 対応の速いIT・業務チームを立ち上げ、税関システムを確実に稼働させ、関税率の変更や政府の定める免除措置・優遇措置などの内容を適時更新する。
<ul style="list-style-type: none"> • 最低限のリスクベース検査は維持しつつ、軽微な違反についての法的措置は緩和する。緊急対応チームを立ち上げ、密輸の監視・防止を行い、不正行為に対処する。